

政尾藤吉伝（3）

—法律分野での国際協力の先駆者—

香川孝三*

第3部 シャムでの法律顧問としての仕事

ここでは、シャムでの法律顧問として、藤吉がどのような業績を上げてきたかを中心に述べたい。その当時法律顧問の多くがベルギー出身者であり、その中にまじって日本人として1人で頑張ってきた。これまで藤吉のシャムでの法律面での業績全体をまとめたのは追悼録に収録されている杉山直治郎「暹羅法の進歩と故政尾博士の功績」⁽¹⁾しかない。杉山直治郎は東京帝国大学法科大学でフランス法を専門としていた関係で、フランス法の影響を強く受けているシャムの法律にも関心を寄せていたのであろう。杉山は直接藤吉と会って、シャムの法律について教示してもらっているからである。しかし、最近になって日本およびタイにおいて藤吉の業績を見直す研究が出ており、比較法研究にとって格好の材料を提供しつつある。ここではそれらを参考にして藤吉の仕事の内容について述べていきたい。⁽²⁾

1 立法作業

(A) 刑法典の編纂

法典編纂のために「法律結集委員会」が設置され、民商法と刑法のいずれを先に編纂するかが議論された。藤吉はエール・ロースクールで日本民法についての論文で博士号を取得したので、自ら得意とする民法を先に編纂することを主張したが、司法省では刑法の方が最も急を要するということで刑法の起草に着手することになった。というのは、当時刑事案件が多発していたが、領事裁判権によって

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

外国人の犯罪はシャムの法廷では審理されなかったからである。

特に問題となったのはフランス公使館で中国人が保護民として登録されれば、その者が犯罪を犯してもシャムの法律で裁かれないために、中国人による犯罪が増えている。さらにイギリス公使館でもイギリスの植民地出身の者が保護民として登録されれば、シャムの裁判権が及ばないために、ビルマやマラヤ出身者がシャム国内で犯罪を犯す場合が増えた。一方、日本にも保護民を登録させる制度を入れようという動きがあったが、中止された。これはシャムの日本公使館の国府寺代理公使（稻垣弁理公使が日本に帰国中の間代理公使）がフランスやイギリスと同様に中国人、特に台湾人の登録を認めて領事裁判権で保護を与え、シャムにおける中国人社会に食い込んで、日本の影響力を高め、それを経済取り引きを活発化させるのに役に立てようとした。それまでは日本ではシャム側が登録制度に反対していたので、それを尊重して登録制度を取り入れなかつた。

ところが、1899年国府寺代理公使がそれとは反対の政策を実行し、140名あまりの中国人（台湾出身者）を登録させた。これは日本が台湾を植民地したこととかかわっていた。台湾人を日本の臣民として扱うことになったので、それ以前からシャムに来ている台湾人も日本臣民として扱えるという考えに基づいていた。それを日本の外務省が認める文書を出したことから、シャム側は国府寺前代理公使（その時には領事）の召還請求を決定した。

藤吉は当時、総務顧問補佐としてシャムの外務省で働いていたので、この情報をつかんで、稻垣弁理公使に連絡した。稻垣は登録制度の廃止を決定し、召還請求を見合わせるようシャム側を説得した。⁽³⁾ 稲垣はラーマ5世の信頼を裏切ることはしなかった。そこで、日本側は中国の保護民の問題を抱えることなく、シャムとの友好関係を維持できた。

この当時、中国人が道路・鉄道・運河建設の労働者としてシャムに大量に流入し、商業にも進出しあじめており、急速にシャムは社会的変動期を迎えていた。そこで中国人をめぐる紛争が生じると同時に、外国との接触が増え、シャムの人々自身の犯罪も増えていた。

ところが、司法制度に多くの問題を抱えていた。判決を出すまでに多くの時間がかかり、勾留期間中の待遇が悪かったり、残酷な刑が課されていた。また裁判官の給与がきちんと支払われないために不正な取り引きがなされたりしていた。社会秩序を維持するために、基本となる刑法を作り、領事裁判権を廃止する必要性が高かった。⁽⁴⁾ というのは、それまで適用されていた法律はインドのマヌ法典の影響を受けたシャムの古代法を基に制定された『三印法典』（1805年）であり、それを修正したり、裁判所の判決の積み重ねによって解釈を変更することで対応してきたが、近代国家となるために、それでは不十分であったからである。⁽⁵⁾

刑法典が成立するのは1908年（明治41年）3月24日であり、6月1日に公布され、9月22日施行された。その日がラーマ5世の誕生

日であったからである。これはシャムでの最初の近代的立法であった。その立法作業は開始してから約10年もの歳月がかかっている。その間の動きから見ていこう。

1898年（明治31年）2月から藤吉を含めて3人の委員で起草することになったが、同年7月ごろには第一次草案ができた。しかし、これは実質的に藤吉1人がまとめた。カーチ・パトリックとシュレッサーのベルギー人両名が病気がちであったためである。藤吉は日本の旧刑法とインドの刑法を主に参考にしていた。残念ながら、この草案は残っていないので、その内容は分からぬ。彼の講演からすると、その特徴として重罪、軽罪、違警罪の区別を設けていないこと、笞杖刑を廃止したことなどが挙げられている。

日本では明治維新後の混乱期がつづき、反政府活動が活発で政治犯が多くいたし、犯罪も多発していた。明治政府は厳罰でこれに対処したが、治外法権撤廃のために、西欧の近代的な刑事法制をとりいれる必要があった。そこで旧刑法はボアソナードがフランス法、特に1810年のナポレオン刑法典に倣って起草した案をもとに1880年に公布した。当時の比較的リベラルな考えに基づく刑法であり、罪刑法定主義、責任主義を採用している。藤吉が重罪、軽罪、違警罪の3種類の分類や笞杖刑を廃止する草案を作った点に、この日本の刑法を参考にしたことを読み取れる。

この第一次草案を立法評議会に付託して、8月からその一部分の検討が始まった。そこで藤吉は10週間の休暇をもらって日本に帰国

した。藤吉はその間に立法評議会で審議がなされるであろうと期待していたが、何にも進展していなかった。1898年12月シャムに帰国後、藤吉は立法評議会での審議を促したが、審議が進まなかつた。1899年3月から6月までジャックマンの命令で、藤吉は日本の行政組織についての報告書をまとめていたこともあって、審議が進まなかつた。

藤吉が第一次草案を作る前に、1893年にバリスターの資格を持つ検察局長官であったルアン・ラタナヤティ（Phya Kraisi）が刑法草案を作っていた。⁽⁶⁾これまでインド刑法典に基づいて刑事裁判が行われていたが、それがシャムの実情に合わないと判断して、シャムの実情に合う刑法草案を提出したが、この時は立法評議会でなんら審議されることはなかつた。この草案の具体的な内容がどうになっているか不明なので、藤吉の作成した草案との違いがどうなっているかも不明である。

立法評議会での審議の動きがないので、藤吉は第一次草案を手直しすることにした。というのは、日本で第15回の衆議院の議会に刑法改正案（1901年草案）が提出されたので、この機会にそれを参考にして修正したいと思ったからである。この日本での改正案はフランス法に基づいて作られた旧刑法への不満から出てきた。それは天皇を中心とする国家体制を確立する動きが強まる中で、旧刑法では激増する犯罪に対処できず、社会防衛の必要性に答えられないという批判が強まつた。そこでドイツ刑法をモデルとして、犯罪者から社会を防衛するために、犯罪類型を旧刑法より

包括的で、法定刑の幅が広く、裁判官の裁量による量刑の余地が大きいこと、累犯の処罰を厳格にして累犯者からの社会防衛を図ることに特徴点がある改正案が作成された。

藤吉は早速日本から資料を取り寄せ、英訳して参考とした。一緒に手直しの作業をしたのはカーカパトリックの後任として赴任したシェレッサーであり、彼は主にイタリア刑法

を参考にして修正意見を述べ、両者で相談して見直しをおこなった。これは1901年にできあがった。これが第二次草案になる。藤吉のまとめた第一次草案が入手できないために、詳細がわからないのが残念であるが、第一次と第二次草案との関連を示す資料が残っている。⁽⁷⁾それによれば、次のとおりである。

- 1 Offences against the Royal Family (based upon T. Masao's draft)
- 2 Offences against the Internal Security of the State (based upon T. Masao's draft)
- 3 Offences against the External Security of the State (based upon T. Masao's draft)
- 4 Offences against the Good Foreign Relations of the State (based upon T. Masao's draft)
- 5 Offences against the Administration of Justice (based upon T. Masao's draft)
 - 1) False Accusation, False Evidence etc. (based upon T. Masao's draft)
 - 2) Escape of Prisoners, etc. (based upon T. Masao's draft)
 - 3) Fraud against Justice, etc. (based upon T. Masao's draft)
- 6 Offences against Public Morals (based upon T. Masao's draft)
 - 1) Indecency, Rape, etc. (based upon T. Masao's draft)
 - 2) Unnatural Offences, (based upon T. Masao's draft)
- 7 Offences against Public Peace (based upon T. Masao's draft)
 - 1) Riotous Assemblies (based upon T. Masao's draft)
 - 2) Invasion of Dwellings (based upon T. Masao's draft)
 - 3) Arson and Accidental Fire (based upon T. Masao's draft)
 - 4) Inundation (based upon T. Masao's draft)
 - 5) Violation of Secrecy (based upon T. Masao's draft)
 - 6) Obstruction of Communication (based upon T. Masao's draft)
- 8 Offences against Public Credit
 - 1) Counterfeiting of Coins (based upon T. Masao's draft)
 - 2) Counterfeiting of Seals Stamps etc. (based upon T. Masao's draft)
 - 3) Counterfeiting of Documents (based upon T. Masao's draft)

- 4) Forgery of Bank-Notes and Commercial Papers (based upon T. Masao's draft)
- 5) Falsifying of Personal Status (based upon T. Masao's draft)
- 9 Offences by and concerning Public Servants (based upon T. Masao's draft)
 - 1) Contempt of the Lawful Authority of Public Servants (based upon T. Masao's draft)
 - 2) Offering and Receiving Bribes (based upon T. Masao's draft)
 - 3) Offences by Public Servants concerning Property and Collection of Taxes (based upon T. Masao's draft)
 - 4) Offences by Public Servants concerning Documents (based upon T. Masao's draft)
 - 5) Offences by Public Servants committed against the Peoples (based upon T. Masao's draft)
 - 6) Offences by Public Servants concerning the Escape of Prisoners and Insane Persons (based upon T. Masao's draft and Henvaux's modification)
 - 7) Offences by Public Servants concerning Official Secrecies (based upon Henvaux's draft)
 - 8) Offences by Omitting or Obstructing the Execution of the Law (based upon T. Masao's draft)
 - 9) Offences of exercising an Official Function without Right or of Wearing an Official Grab or Decoration without Right (based upon the draft of Henvaux and Masao and Schlesser's modification)

以上を見れば、藤吉の作った草案が第二次草案の中に生かされていることが分かる。わずかにシュレッサーとヘンボウの案が取り入れられているにすぎない。

ところが、その前にルアン・ラタナヤティが1900年に再度刑法草案を修正して立法評議会に提出して強引に成立させてしまった。これは総務顧問のジャックマンがベルギーに一時帰国中になされたので、ジャックマンは帰

国してからラーマ5世に進言して、この草案に反対し、つぶしてしまった。ベルギー人のお雇い外国人への反発から、ジャックマンがいない間に草案を通そうという勇み足と言える個人的な動きであった。このために第二次草案をどう検討すればよいかについて、立法評議会としての動きがとれなくなつたために、刑法編纂は頓挫した形になってしまった。さらに、シャムの伝統的な刑法規定を軽視する

草案に違和感を感じていた委員が立法評議会にいたことも、第二次草案の審議が進まなかつた理由であった。⁽⁸⁾その後、約3年あまりの間、審議がされないで時間が経過してしまった。

その間に、1902年ジャックマンが死亡したために、⁽⁹⁾それまで彼が一手に担っていた仕事を藤吉が分担して担当することになった。実は藤吉はそれまでの刑法立法作業が頓挫した状態であることに失望し、ジャックマンの死亡を期に辞職して日本に帰国することを考えていた。⁽¹¹⁾しかし、藤吉は司法顧問となって、これまでとは違う仕事を担当するようになり、再びシャムでの仕事を遂行する意欲が沸いてきた。それは司法省で外事関係の公文書を作成する仕事であった。この仕事の中心はフランス公使館がフランスの保護民として登録した中国人の処理をめぐって生じた対立を、シャムに有利になるよう措置することであった。つまり、司法省でフランスに抗議する公文書を作成したのであった。

1904年にシャムとフランスの条約改正が締結された時、藤吉が担当していた地位にフランス人顧問を当てるようフランス側が要求してきた。そうすればシャムとフランスの対立が和らぐと判断されたためである。シャム側は藤吉の仕事とかち合わないように、立法顧問（Legislative Adviser）という地位を設けて、それに応じた。1905年にその地位に就任したのが、パドュー（George Padoux）であった。パドューはチュニスの総監府書記官からの転身であった。それまで司法省にはフランス人は1人も顧問になつていなかつた

が、これで顧問として初めて就任したことになつた。シャムとしてはいつもフランスから攻撃を受けて被害を蒙つてゐるので、フランス人嫌いになつてゐた。それでもフランス人を顧問として入れたのはフランスの攻撃を和らげるためのご機嫌取りであった。

さらに1904年イギリスから法律顧問（Judicial Adviser）としてブラック（Stewart J. Black）を雇用した。これはイギリス人を法律顧問として雇用した最初のケースである。Blackは法律顧問の地位を利用してイギリス人をお雇い外国人として雇用することを推薦した。Sir Albert Rollitが雇用されてから9名ほどの若い弁護士（barristerとsolicitor）が雇われ、多くが裁判所に配属された。Skinner Turner, Arthur Rose Vincent, Lawrence Tooth, C. L. Watson, G. K. Wrightらが知られている。⁽¹²⁾イギリス人の勢力がフランス人とともに強くなってきて、ベルギー人をしのぐほどになつた。

1901年の草案はシェレッサーによって、さらに検討が加えられて1904年11月14日司法省に提出された。この草案を材料にして、1年間検討して1906年にあらたに刑法草案がまとめられ、同年8月6日付けで司法省に提出された。そのために1905年4月18日刑法起草委員会が設置され、パドューが委員長になり、バンコック検事局ティレク（William Alfred G. Tilleke）、国際裁判所判事プラシディ（Phra Athakar Prasiddhi）、民事裁判所判事サチャトール（Luang Sakol Satyathor）の4名で構成された。30回の会合が開催され、

その間、1810年フランス刑法典、1867年インド刑法典、1867年ベルギー刑法典、1881年ドイツ刑法典、1889年イタリア刑法典、1903年日本の刑法改正法案、1904年エジプト刑法典を参考にしたという。さらにシャムのこれまでの刑事関係の法令や判決も参考にしたという。パドューは第二次草案にシャム固有の材料を加味することが少ないと感じていたので、⁽¹³⁾その材料を検討するためにシャムの法律専門家を委員に任命して、第三次草案を作成した。⁽¹⁴⁾

パドューはラビによって刑法起草委員会委員長として刑法草案の再検討の仕事が1905年に割り振られた。パドューは1905年2月にメモを提出し、その中で藤吉とシュレッサーがまとめた草案がほぼ完璧であり、十分に研究された草案であるので、これを出発点にして起草することを述べている。そこで再検討の結果、さきの第三次草案が作成された。この過程で藤吉は直接草案を検討できる地位にいなかった。裁判官としての仕事で忙しくしていた。このためにシャムでの立法作業の手柄がフランスに取られることになった。稻垣満次郎の講演によれば、「少しの事の間違からして遂に此の法典編纂の事佛蘭西人に取られて仕舞った。是はいろいろ入込んだ事情がありますけれども終に佛蘭西人に取られて佛蘭西人バードーと云う人が入って此法典編纂をやると云うことになりました。是は誠に残念であります」⁽¹⁵⁾と述べている。具体的にどのような行き違いがあったのかは不明であるが、フランス側が自分の影響力をシャムに示した

いという意向が背景にあり、その後シャムにやって来るフランス人の法律家が増え、立法作業に加わったために、シャムでの立法作業がフランス法の影響を強く受ける結果となつた。

パドューの法典編纂の基本的な考え方として、西欧の法典をそのままシャムに移植するのではなく、シャムの慣習をまとめ伝統的な法がどのようにになっているかを確認し、その中で問題となる規定を廃止して法典を作成するという立場にたっている。⁽¹⁶⁾刑法起草委員会の下部組織として3名のシャムの委員が、法律用語をタイ語にどう表現するか、さらにシャムの古い法律と比較するために任命された。これはシャムの伝統的な法がどのような内容であったかを知るために起用されたのである。このパドューの考えと藤吉のそれは少し違った立場にあったように思われる。藤吉は不平等条約をなくすために、できるかぎり西欧法に近い法典を作成し、法の近代化をめざそうとする立場にたっているように思われる。この2つの対立する考えは民商法の制定の時により明確に相違点となってあらわれてきた。

パドューを中心として作成された第三次草案をどう処理するか。藤吉とパドューが協議して、立法評議会の上部機構として勅令によって刑法だけを審議する高等会議（High Commission for the Codification of Criminal Laws）を設置することを提案した。そこを通過すれば国王の裁可で法律として施行できるようにすることをねらっていた。これはシャムの実情をよく知っていた藤吉な

らこそその高等戦術と言えるであろう。というのは立法評議会では意見がまとまらず、先送りにされるおそれがあったからである。

この高等会議の議長は普通は国王であるが、国王がでられない場合には、実力のある大臣が議長になるのが慣例であったので、この時には内務大臣のダムロング (Damrong) 親王⁽¹⁸⁾が委員長になった。司法大臣のラビ親王、外務大臣デーウォング (Dawawongse) 親王⁽¹⁹⁾、警察大臣のナレット (Nares) 親王の4名で構成された。司法大臣が国王に随行してヨーロッパに外遊していたために、代理として当時チカー裁判所判事でもあった藤吉が委員となった。藤吉が出席できない場合は同じチカー裁判所判事であったステュアート (J. Stewart Black) が出席した。最初の会議が1907年2月16日に開催されたが、3人の親王、藤吉、パドューと秘書官として Phra Atakar Prasiddhi (国際裁判所判事) と Luang Sakol Satyathor (民事裁判所判事) が出席した。その後1週間のうち2～3回会議を開いて刑法草案を討議した。草案に詳しい藤吉は自分の意見を積極的に述べることができた。これは藤吉にとって、最終的な修正を加えることができる立場にたったことを意味する。藤吉は、これを「小生の至幸とする處に御座候」⁽²⁰⁾と書いている。

この審議と平行して、刑法成立を促進する出来事が生まれた。シャムとフランスの条約改正によって、フランス公使館から保護民として登録された中国人を含むアジア人の裁判権をシャムに認めること、刑法典という主要

な法典が制定されれば、それを登録されていける中国人を含むアジア人に適用することを認めるという内容の条約の調印が外務省でおこなわれたことである。

保護民登録をフランスが拡大し始めたのは、シャムを緩衝国として英仏の間で認めるなどを合意した1896年英仏宣言からであった。それまではフランス領内のアンナン人、ラオス人、カンボジア人に限定していたが、中国人にもそれを拡大し始めた。これはシャムにとって治安上の大問題であった。保護民として登録されるとフランスの領事裁判下におかれたからであった。当時刑事事件を多くおこしていたのが中国人であったのに、それがシャムの裁判制度のもとで処理できることになった。ところがフランス側は保護民をきちんと裁判で処罰することをしなかった。それを知ってシャム人も保護民として登録する場合さえでてきた。1907年3月23日の条約改正はその弊害をなくすという効果を持った。つまり、条約締結後に登録された保護民の裁判権はシャムの裁判所が有することになった。さらにこの条約には刑法典、民商法典、刑事訴訟法典、民事訴訟法典、裁判所構成法を公布施行すれば、1年後にフランスが自国民に持っていた領事裁判権を放棄することも定められた。

この条約の調印がなされたその晩に高等会議も開かれた。外務大臣がその調印から駆けつけて、これから刑法草案を通してしまおうということで、午前3時までかけて法案を審議して法案を認めた。刑法典を制定するメリットがはっきりしてきたので、刑法典の制定を

決断しやすくなつたのである。この時国王ラーマ5世はヨーロッパに外遊であったために、帰國後1908年6月1日に公布され、9月22日から施行された。この日は国王ラーマ5世の誕生日であった。これは、シャムでの最初の近代的法典の施行という記念の日であったことを示している。

藤吉の講演によれば、この刑法は、「明治三十四年に暹羅で作りました所の刑法修正案と称するものを土台として居る、所が恰も今年殆ど同じ頃に日本で出来ました所の日本の新刑法は矢張り明治三十四年頃、即ち第十五

議会に提出せられた所のあの改正案を土台として居る、そこで其明治三十四年の暹羅の修正案といふものは日本で十五議会に提出せられた所の改正案を大に参考として居るのでありますから今度の新刑法と暹羅の新刑法とは余程関係が深いのであります。」⁽²¹⁾

藤吉が法学協会雑誌に寄稿した1906年の草案と、成立した刑法、さらに日本の刑法改正案の構成を比べてみよう。それは表1にまとめてある。

表1 刑法法案の比較

暹羅1906年草案	暹羅国刑法典	日本の刑法改正案
凡例	凡例	第一編 総則
第一編 総則	第一編 総則	第一章 法例
第一章 定義	第一章 定義	第二章 刑例
第二章 刑法の適用	第二章 刑法の適用	第一節 刑
第三章 刑および刑の執行	第三章 刑および刑の執行	第二節 期間計算
第四章 刑事責任減免の原因	第四章 刑事責任を除斥又は輕減する原因	第三節 刑の執行の猶予
第五章 未遂罪	第五章 未遂罪	第四節 時効
第六章 共犯罪	第六章 共犯罪	第五節 大赦、特赦、減刑及び復権
第七章 数罪競合	第七章 俱犯犯	第三章 犯罪の不成立及び刑罰減免
第八章 累犯	第八章 再犯罪	第四章 未遂罪
第九章 刑罰権の消滅	第九章 公訴及び刑の時効	第五章 併合罪
第十章 損害賠償の請求	第十章 私訴	第六章 再犯
第二編 罪	第二編 罪	第七章 共犯
第一章 国王及び国家に対する罪	第一部 主権及び国家に対する罪	第八章 酌量軽減
第一節 王室に対する罪	第一章 王族に対する罪	第九章 加減例
第二節 国家内部の安寧に対する罪	第二章 内乱に対する罪	第二編 罪
第三節 国家の対外的安寧に対する罪	第三章 外患の罪	第一章 皇室に対する罪
第四節 外国君主又は代表者に対する罪	第四章 国交に対する罪	第二章 内乱に対する罪
第二章 宗教に対する罪	第二部 行政に対する罪	第三章 外患に対する罪
第三章 行政に関する罪	第一章 官憲に対する罪	第四章 国交に関する罪
第一節 官吏に対する罪	第二章 公務執行上の罪	第五章 公権に対する罪
第二節 官吏貢職の罪	第三部 司法に関する罪	第一節 公務の執行を妨害する罪
第四章 司法に関する罪	第一章 司法行政に関する罪	第二節 囚人逃亡の罪
第一節 司法行政に対する罪	第二章 誣告及び偽証	第三節 罪人藏匿及び証拠隠滅の罪
第二節 誣告及び偽証の罪	第三章 囚徒の逃亡	第六章 静謐を害する罪
第三節 囚人逃走の罪	第四部 宗教に対する罪	第一節 多衆集合の罪
	第五部 進退財産の公安に対する罪	
	第一章 犯罪の煽動	

<p>第五章 人身及財産の安寧に対する罪 第一節 犯罪教唆煽動の罪 第二節 秘密結社及び凶徒聚集の罪 第三節 騒擾の罪 第四節 公衆の安寧交通及衛生に対する罪 第五節 通貨偽造の罪 第六節 印章 印紙切符偽造の罪 第七節 文書偽造の罪 第八節 商業に対する罪 第九章 生命身体に対する罪 第一節 殺人罪 第二節 身体障害罪 第三節 堕胎罪 第四節 幼者病者又は老者を遺棄する罪 第七章 風紀に対する罪 第一節 風俗を害する罪 第二節 強姦猥褻通の罪 第八章 自由及名誉に対する罪 第一節 自由に対する罪 第二節 陰私摘発の罪 第三節 詐毀の罪 第九章 財産に対する罪 第一節 窃盗の罪 第二節 強盗の罪 第三節 恐喝取財の罪 第四節 詐欺取財の罪 第五節 受寄物横領の罪 第六節 賊物受領の罪 第七節 財物毀壊の罪 第八節 不動産侵害の罪 第十章 違警罪 </p>	<p>第二章 秘党及び凶党 第三章 騒擾 第四章 公衆の安全交通及び衛生に対する罪 第五章 偽造貨幣 第六章 印、印紙及び切符の偽造 第七章 文書偽造 第八章 商いに対する罪 第六部 善良の風俗に対する罪 第一章 公徳に対する罪 第二章 強姦及び猥褻の行為 第七部 身体に対する罪 第一章 殺人 第二章 傷害 第三章 堕胎 第四章 幼者病者又は老者の遺棄 第八部 自由及び名誉に対する罪 第一章 個人の自由に対する罪 第二章 秘密漏洩 第三章 誹謗 第九部 財産に対する罪 第一章 窃盗 第二章 強盗、結夥持凶器強盗、海賊 第三章 勘索 第四章 詐欺取財及び詐害 第五章 背任 第六章 賊物に関する罪 第七章 殺棄に関する罪 第八章 土地又は住居に侵害 第十部 違警罪 行政及び司法に関する違警罪 公衆の安寧及び衛生に関する違警罪 公衆の交通に関する違警罪 善良の風俗に関する違警罪 身体に関する違警罪 自由及び名誉に関する違警罪 土地に関する違警罪 </p>	<p>第二節 放火及び失火の罪 第三節 溢水及び水利に関する罪 第四節 往來通信を妨害する罪 第五節 住居を侵入罪 第六章 秘密を侵入罪 第七章 衛生に関する罪 第一節 阿片煙に関する罪 第二節 飲料水に関する罪 第八章 信用を害する罪 第一節 通貨偽造の罪 第二節 文書偽造の罪 第三節 有価証券偽造の罪 第四節 印章 偽造の罪 第五節 偽証の罪 第六節 謹告の罪 第九章 風俗を害する罪 第一節 猥褻及び重婚の罪 第二節 賭博及び富籤に関する罪 第三節 札押所及び墳墓に関する罪 第十章 賣職の罪 第十一章 生命及び身体に関する罪 第一節 殺人の罪 第二節 傷害の罪 第三節 過失傷害の罪 第四節 堕胎の罪 第五節 老幼及び疾病的保護を欠く罪 第十二章 自由に対する罪 第一節 逮捕及び監禁の罪 第二節 脅迫の罪 第三節 人を拐取する罪 第十三章 名誉に関する罪 第十四章 財産に関する罪 第一節 賊盗の罪 第二節 占有物横領の罪 第三節 賊物に関する罪 第四節 財物毀棄の罪 </p>
--	---	--

このシャムの刑法の特徴点を藤吉の論文から整理して見てみよう。

- ① 罪を3種類に分けて、重罪（crimes）、軽罪（delicts）、違警罪（contraventions）に区分する場合があるが、シャムではそれ

を取り入れていないこと。フランス、ベルギー、ドイツ、イタリア、エジプト、日本の旧刑法では採用されている区分であるが、シャムではそれを区別して、別々の裁判所が担当する制度になつてないので、採用

- するメリットがないからである。ただ便宜のために、最後の規定で違警罪（petty offences）をまとめて規定している。日本の新刑法やインド刑法も3つの区別をなくしている。
- ② 罰則の種類が6つしかない（12条）。死刑、禁固刑、罰金、住居制限、財産没収と平穏保持の保証である。これは先の3つの罪の分類を廃止した結果である。これも日本の新刑法やインド刑法では7つの罰則が規定されているが、それと同様である。日本の旧刑法では18もの種類の罰則があった。
- ③ 鞭打ちの刑を廃止したこと。第一次草案では鞭打ちの刑の廃止に疑問を持つ人がいたので、一応草案の中に残したのであるが、今度の刑法で廃止となった。これは藤吉が最初から廃止を主張していたので、その意見が通ったことになる。残酷な刑であるというのがその理由であった。しかし、刑務所内で規律保持のために用いる場合は認めることになっている。
- ④ 刑罰としての公権停止がないこと。これは第一次草案にもなかったものである。というのはシャムには公権が存在しないからである。なぜならば国王が全権を握っているからである。⁽²²⁾
- ⑤ 住居制限は日本にはない罰則であるが、第一次および第二次草案にはなかった規定である。シャムの国情を考慮して入れた罰則である。預言者や占い者と称して人々を煽動する者がいるので、それを排除するには預言者や占い者を別の場所に移してしまえばよいというのが内務省の考えなので、それを受け入れてできた罰則である（24条）。
- ⑥ 平穏保持の保証は日本にはない罰則であるが、シャムの司法大臣の要請でもうけられた。第一次及び第二次草案では、非行少年の親権者や後見人に適用するものであったが、もっと広く要注意人物を拘束するための刑罰として規定するよう刑法草案委員会の場で警察大臣からの要請があつて第三次草案に規定された。その背後には警視総監であるイギリス人の示唆があつて要請されたのである。罪を犯す可能性の高い者について警察が裁判所に申し出た場合、保証人が保証金を提供して平穏を保持する義務が生じる。保証人がいない場合には、裁判所が6カ月を越えない範囲でその者を拘束する命令を出すことができる。警察にとつて都合のいい規定である（31条）。
- ⑦ 刑の執行猶予が規定されている（41、42条）。第一次草案にはなかったが、第二次草案はある。これは日本の刑法改正案にあったのをまねたものである。シャムでははじめての規定であり、1年以下の禁固刑の場合にのみ執行猶予が適用になる。
- ⑧ 複数の罪を犯した場合の併科の規定であるが、日本では制限的併科主義であるが、シャムでは英米流の併科主義を採用し、刑を単純に加算していくが、禁固が最高20年までの制限があるし、死刑と無期禁固の場合には没収以外には追加できないという制限がある（71条）。この点は日本とは異なっている。

- ⑨ 再犯の規定をもうけていること。初犯の罪について刑の執行または免除後、5年以内に罪をおかした場合には、刑の3分の1を加重する。初犯で6カ月以上の禁固に処せられた者が3年以内に一定の犯罪を犯した場合には、刑の2分の1を加重する(72、73条)。2回目の犯罪で6カ月以上の禁固を受けた者が5年以内に一定の犯罪を犯した場合には、その刑を2倍に加重する(74条)。
- ⑩ 最高と最低の罰則を定めて、罰則の範囲を限定していること。これはフランス刑法をみならった。裁判官がまだ十分訓練を受けていない場合には、この方が安心である。
- ⑪ 未決勾留の期間を刑期に算入すること。伝統的にシャムでは算入されていたので、第一次、第二次の草案もそれに従った。ただし裁判所がそれとは違う判決を言い渡す場合があることを認めている(32条)。
- ⑫ 7歳未満の者は処罰されない。7歳以上14歳未満の者は譴責を受ける、または親権者あるいは後見人に保証金を課して平穏を保持する義務を課す、または18歳を越えない者は少年院に送る。14歳以上16歳未満の者は、判断能力を持っている場合には通常の半分の刑に処す。18歳をこえない場合には少年院に送ることができる(56、57、58条)。日本より複雑な規定になっている。
- ⑬ 配偶者間の財産に関する罪は処罰しない。直系尊属・卑属間の財産に関する罪は刑罰は半分にする(54条)。これはシャムの伝統に従っている。一夫多妻制を採用していることから出てくる論点である。日本にはない規定である。
- ⑭ 正当防衛は罰しないこと(50条)。第一次、第二次草案とも正当防衛とされる一切の行為を犯罪不成立として扱っていたが、日本の刑法改正案を採用して、処罰の対象からはずした。
- ⑮ 国外の犯罪にもシャムの刑法を適用すること(10条)。これは日本の刑法改正案にあったので第二次草案から入った規定である。これはシャム国民だけでなく、外国人にも適用することを前提としている。この当時領事裁判権によって多くの外国人がシャムの裁判制度が適用されていないが、将来領事裁判権がなくなった場合には、この規定が生きてこよう。
- ⑯ 外国の貴顕に対する罪を規定していること(112、113条)。第一次草案に入っていた規定であるが、藤吉がシャムで大津事件のような事件がおきた場合を考えて規定したものである。
- ⑰ 刑法の規定を宮中裁判所、宗教裁判所、陸海軍裁判所には適用しないこと(4条)。日本にはない規定である。宮中裁判所は宮中の事件をすべて管轄することが伝統になっている。宗教裁判所は僧侶に関する事件をすべて管轄し、陸海軍裁判所は名前の通り、軍人の事件を管轄する。
- ⑱ 海賊についての規定を設けたこと(300条)。日本にはない規定である。藤吉が法学協会雑誌24巻12号に掲載された山田三良「刑法改正案ト海賊ノ処罰」・高橋作衛「海

「賊ニ就テ」の論文を見て、シャムこそ海賊の規定を設けるべきであると判断して、第三次草案に挿入するように提案した。パドューと議論して財産に対する罪のなかに入ることで合意された。もちろん規定がなくても強盗の罪を問うこともできるが、あえて規定を設けたのは日本の議論の影響を受けたことがきっかけとなって、シャムでの海賊による被害を無視できないことから設けられた。

⑯ 賊物及び損害賠償請求の規定をもうけたこと（89～96条）。これは刑事訴訟法に規定されるべきであるが、それがいつ制定されるか分からないので暫定的に刑法の中で規定が設けられた。シャムでは伝統的に民事と刑事の区別されていなくて、刑事責任の追求と同時に損害賠償を請求するのが普通である。そこで私権という章を設けた。刑事訴訟法が作成される時には、そちらで規定されることになる。しかし、この私権は、現在から見れば民事訴訟法あるいは民法で規定されるべき問題であるが、刑事訴訟法の領域と認識されている点でシャム独特のものであろう。⁽²³⁾

⑰ 電気を財物とみなす規定がないこと。日本の新刑法には規定があるが、シャムにはまだ電気を財物とするほど、電気が普及していないことの反映である。⁽²⁴⁾ デンマーク人によって電力事業がおこされ、それによつてバンコック市内で電車が走っているが、この当時電気はそれほど普及していなかつた。

パドューの伝統法を考慮しつつ法典化を進めるという考えが、この刑法典の制定でも貫かれているのであろうか。パドューの考えは結局刑法典の場合には、ほとんど無視されたというのが一般的な評価である。⁽²⁵⁾ 藤吉の作成した草案がパドューの草案に取り入れられたために、伝統法を考慮する側面が弱められたのであろうか。しかし、先に見たように藤吉もシャムの伝統を無視しているわけではなく、妥協して伝統を考慮しつつ対応している。藤吉だけの考えだけで制定できないのであって、伝統を考慮しつつ法の近代化を図つていかざるをえないことを藤吉も十分認識していたであろう。

草案は英語あるいはフランス語で書かれ、それがタイ語に翻訳された。タイ語の中に刑法の専門用語がないために、さらにお雇い外国人が中心となって起草されたために、タイ語でいかに翻訳するかという問題があった。その後1917年の刑法改正のための報告では、この問題が指摘され、翻訳の不適切な所があることが問題とされた。⁽²⁶⁾ 英語の表現にあうタイ語がない場合、造語しなければならないが、この当時それが困難であったであろう。しかし、多くのシャム語による造語がなされてきた。日本の場合でも新しい法律用語を作り上げる苦労を経験しているが、シャムの場合も同様であったであろう。

この1908年の刑法は、その後1956年に大きな改正がなされたが、1908年刑法は現行法の基本となっている。というのは、そこには1908年刑法典と類似した規定が多く残ってい

るからである。したがって政尾藤吉という人物を通じて、タイの現在の刑法と日本の刑法とのかかわりは消えていないことになる。

刑法の施行を迎える、藤吉は小村壽太郎から達筆で書かれた私信を明治41年11月受け取つた。⁽²⁷⁾ そこで藤吉の業績を称え、その労苦をねぎらっている。

「拝啓陳者今回暹羅國刑法編纂事業ノ完成ヲ告ケタルニ際シ貴下カ先年來大業ニ從事セラレシヨリ以來今日此成果ヲ生スルニ至リシ迄ノ経過ノ大要並ニ同法發布ニ冥スル詔勅訣文御送付御成閲悉至保貴下ノ多年御尽力御成候同國刑法ノ編纂事業一ノ茲ニ完成シ不遠内同法施行ヲ見ルノ運ヒト御成ルハ拙者ニ於テモ甚夕満足ニ存スル次第有之茲ニ貴下ノ成功ニ対シ厚ク祝詞ヲ述修尚此上トモ暹羅國ノ為十分御尽力御成同國立法ノ業ヲ大成サレンコト切望ノ至リニ不堪候御返事旁祝詞申述度宜ク御斯ニ御座候敬具」

この手紙を受け取った藤吉は大喜びしたことであろう。そして、長年の苦労が報われたという思いを抱いたのではなかろうか。

(B) 民商法典の編纂

民商法典の制定が次の重要な課題となった。そのために法典編纂委員会が1908年に組織された。この委員会は6つのグループに分かれていったが、この区分けは反対意見があつて採用されなかった。そこで1908年にフランス人を委員とする法典編纂委員会が組織された。パドューは民商法の法典化にあたつて、スタッフの増員を要求し、それが認められた。秘書

官としてエヴェク (L. Evesque) が採用され⁽²⁸⁾て、シャムの伝統法の調査をおこなつたが、それでも人材不足であるとして、さらに増員を要求し、3名の補佐官の採用が認められた。それがモンシャルヴィーユ (Moncherville)、リヴィエール (Riviere)、ギヨン (Guyon)⁽²⁹⁾の3名であり、いずれもフランス人であり、これらが法典編纂委員となり、民商法典の草案はこれらのフランス人にゆだねられることになった。藤吉はその委員には任命されず、草案修正のために作られた修正委員会に属し、そこでフランス人の委員と議論を戦わせた。

ラビは司法省の仕事が多く、加重な負担になっていることをラーマ5世に訴えた。それに対してラーマ5世はチャルン (Charun) 親王を1909年7月12日に副大臣に任命した。外国からの法律顧問との折衝、外務省や外国の外交官とのやりとりを担当するのにふさわしいと判断されたためである。その後、Phraya Raka 事件が起り⁽³⁰⁾、その解決の過程で司法省の仕事から離れたことが原因となってラビは司法大臣を辞任し、1910年6月26日チャルンが司法大臣に任命された。したがつて、それ以後民商法の制定論議はチャルン大臣のもとでおこなわれることになった。

藤吉は民商法の制定の途中で日本に帰国したので、ここでは藤吉がかかわった論点を中心に述べることにする。

第1点は民法と商法を別々の法律とするかどうかであった。「私法関係の比較的単純な国では」民商法統一が適切であるという理由で、民商法統一とする方針に決まった。これ

はスイス債務法を見習ったことになる。これはパドューのスイス債務法を高く評価する考え方を反映している。⁽³¹⁾

第2点は編別をどうするかである。藤吉はパンデクテン方式を主張し、パドューはインスティトゥテイオーネン方式に固執した。パンデクテン方式を採用しているのがドイツ民法典であり、総則、物権、債権、親族、相続という編別になっている。日本の民法がこれを採用している。これに対してフランス人法顧問はフランス民法典の方式を主張した。これがインスティトゥテイオーネン方式と呼ばれ、人、財産および所有権（所有権、用益権、地益権等）、所有権取得の諸方法（相続、債権、先取特権、抵当権、時効取得等）という編別になっている。パンデクテン方式は論理的、学説的であるのに対して、インスティオーネン方式は具体的、実用的な点に特色があった。⁽³²⁾ この対立はドイツ法によるか、フランス法によるかの争いであった。いずれもそれまでシャムに大きな影響を与えていたイギリス法を採用しないで、大陸法に基づいて法典化することでは一致していた。

その結果折衷的な編別構成となった。以下の編別はパドューが1909年7月20日のメモで提案した構成であった。

第1編 総 則

第2編 人

第3編 物 権

第4編 債 権

第5編 相 繼

第6編 国際私法

6編のうち、まず債権法の起草に取りかかり、英語による準備草案1015条が1910年10月にはできあがっており、⁽³³⁾ 1911年1月20日から修正委員会で検討が開始された。委員長は司法大臣チャルン（Charun）、イギリス人の最高裁判事タナー、パドュー、藤吉にシャムの法律家3名で構成された。⁽³⁴⁾ 1912年には債権法草案を作成した。民商法統一する法典であるので、民事行為と商事行為を区別していないし、商人と非商人の区別もしていない。

第3点は人事編の中、親族法で婚姻の形態として一夫多妻主義を認めるかどうかである。人事編の準備草案はパドューによって1910年末までに草案が作られたが、司法大臣チャルンの修正要求によって大幅に修正されて1912年5月までにはでき上がっていた。その中の人事編の100条に「すでに婚姻している女性は別の婚姻契約を締結することはできない」という規定がもうけられていた。これは反対解釈すでに婚姻している男性は別の婚姻契約を締結できることを意味していた。さらに、139条では、「夫が複数の妻と同じ家に同居している場合には、最初に婚姻の登録をした妻は第一夫人（Mae Luang）となる。妻の一人が王室の血を引いている場合には、登録の順番に関係なく、その妻が第一夫人（Mae Luang）になる」。143条で、「妻は夫に従わなければならない。もし夫が同じ家に複数の妻を持っている場合には、それぞれの妻は第一夫人（Mae Luang）に従わなければならない」。141条では「男性が複数の妻を持っている場合は、男性は妻を別々の家に住まわし、

順番に住むことができる」という規定があつた。⁽³⁵⁾

1912年から1913年にかけて、この草案を検討する修正委員会で議論がなされた。委員が追加されて、サワット親王、ティレック、パヤ・サラヤが委員になった。そこで藤吉は一夫多妻制に反対の立場を取った。シャム古来の一夫多妻制度は王族などの金持ちに広がっていた。たとえばラーマ5世は36人の妻を持ち、77人の子供（男32人、女45人）がいた。経済力がなければ複数の妻、そこから生まれる子供を養育することはできないので、金持にしか一夫多妻制度は利用されていない。さらにシャムの南部にはイスラム教徒があり、彼らはコーランの教えによって一夫多妻制を肯定していた。

藤吉は事実上の慣習として一夫多妻制度がおこなわれるのはやむをえないが、これを法律上の制度として取り入れることに反対した。その際日本の妾の風習を取り上げて説明したようである。現実に妾の風習はあるが、日本では法律上の制度としては採用しなかったからである。藤吉自身、シャムの古代法を研究しており、伝統的な風習について承知していくも、妻の立場からすれば、その権利保護上問題があるし、相続をめぐる紛争を引き起こす風習を法律上の制度として取り入れることは、国の近代化に逆行することになると主張した。⁽³⁶⁾ この時、藤吉は日本における法典論争あるいは民法典論争を頭に描いていたのではないだろうか。1889年5月法學士会が、「法典編纂に関する意見書」を発表して、旧慣習

を修正することは、「民俗ニ背馳シ人民ヲシテ法律ノ複雜ニ苦シムルノ惧」れがあるとして1890年に制定された旧民法の施行の延期を主張したことや、穂積八束の「民法出デテ忠孝亡ブ」という法学新報5号の論文で、日本古来の家父長制的家族制度を称え、近代的家族法原理を批判したことと、シャムで一夫多妻制という古来の風習を維持しようとする議論とが重なっていると考えていたのではなかろうか。つまり、日本の旧慣習を変更する旧民法に反対する議論が、シャムで一夫多妻制を維持しようとする考えが一致する点を持つということである。

これに対して、パドューは、法律によって文化を変えてしまうことは不適切であると主張した。その背後には、西欧の法典をそのままシャムに導入すべきではなく、シャムの社会の現実にあう法典化を目指すべきであると考えていた。そのためには「タイの伝統法を明確に確定し、時代遅れな規定を削除し何百巻もの規則、判決、注釈集を数百の条文にまとめ上げることである」とする基本的な考え方があった。ということは、伝統法を整理し、条文化して、できるかぎりシャムの伝統法を尊重する立場にたっている。つまり、シャムの社会にある法的伝統に変更を加えることに消極的な立場である歴史法学派に立脚していた。しかし、パドューは藤吉との論争の中で、シャムが一夫一婦制を採用すればどのような問題があるか、一夫一婦制にもいくつかの形態があり、そのうちのどれがシャムに適しているかを議論している。その中で、もしシャ

ムが一夫一婦制を取り入れるのであれば、日本民法をモデルとすることを提案している。⁽³⁹⁾ここに一夫一婦制を主張する藤吉の議論を無視できなかったことが示されているように思われる。シャム側の委員ではサワット親王以外はすべて一夫多妻制を民商法に規定することに賛成していた。⁽⁴⁰⁾多分現実に一夫多妻制を実践している委員ばかりであったのではないかと思われる。高い地位にある者が一夫多妻制を実践するのが、高い地位にある者の慣習であったからである。藤吉とサワット親王が反対意見であったが、その反対意見を完全に無視できなかったのは、国の近代化にとって好ましくないことを感じていたからではないか。

藤吉とパドューの基本的な法典化のあるべき姿の違いが、具体的に一夫多妻制度の取扱で生じてきた。この問題はただちに決着がつかず、国王の裁決にゆだねられた。国王自身はこの当時独身であったが、これまでの国王は一夫多妻制を実践しており、自分自身の将来問題でもあった。ラーマ6世自身は1913年6月のメモによると一夫一婦制に賛成している。⁽⁴¹⁾そこで戸籍法を整備して国民が妻を複数届け出るかどうかを統計上見極めたあとに一夫多妻制度を法律上みとめるかどうかを決めることになった。そこで人事編の草案作りは当分延期となった。

その決定後、藤吉は健康がすぐれないこと、子供の学校の問題もあって、日本に帰国することになった。⁽⁴²⁾したがって、民商法の立法作業は司法顧問である多くのフランス人に任

されることになった。フランス人司法顧問の中心であったパドューは1914年に辞任して中華民国に移り、袁世凱の財政顧問となつたために、その後任のテレストレ、ギヨンのもとで法典編纂が進められた。一夫多妻制の問題は1935年になって民商法の中の家族相続編で解決され、そこで一夫一婦制が採用された。藤吉の主張する一夫一婦制が採用になるまでに、20年以上の年数がかかったことになる。

(C) 会社法・手形法の制定

藤吉は173条からなる会社法草案（Bill of Partnerships and Companies）を1900年に作成している。日本では1899年に商法が制定され、同年6月16日施行されている。藤吉はアメリカの大学で勉強した会社法と、日本に一時帰国している間に、入手した日本の商法に関する情報をもとに草案を作成したのではないかと思われる。藤吉が草案を作成する段階ではまだ日本では商法が成立していなかつたので、議会に提出された法案やその理由書を参考にしたようである。日本の商法はドイツ法の影響を強く受けているので、アメリカ法とどのように融合させたのか、その草案を入手していないので、分からぬ。この会社法草案が作成された1900年当時は、シャムでは法典編纂熱が冷めて消極的になっていたので、審議にかけられぬまま放置された。

シャムでは1911年にはじめて会社法（The Laws of Partnership & Companies For the Kingdom of Siam）が制定され、1912年1月1日から施行された。⁽⁴³⁾それまでは会社

設立の場合にその都度勅命によって法人格を取得していたが、それが煩雑なので会社法の制定が望まれていた。この会社法は合名会社、合資会社、株式会社の3種類を設け、第1章総則、第2章では合名会社の意義、出資者相互関係、第3者との関係、その解散清算合併を定め、第3章では合資会社、第4章では株式会社の規定を設けている。株式、株主、会社の機関、計算、監査、資本の増減、社債、解散合併等を定める。第5章で清算、第6章罰則、第7章ですでに設立されている会社に対する法律の適用関係を定める。⁽⁴⁴⁾これは1908年イギリスの会社法の影響を強く受けている。

その後、ラーマ7世（プラチャティポック王）の時代に、1916年法典編纂委員会を編成し直して検討した結果、1928年1月1日公布され、1929年4月1日から施行された民商法典第3編契約各論の中で、会社法の部分（1096条から1273条）が制定された。これは1911年会社法と大きく変わっておらず、イギリス法の影響を強く受けている。イギリスからの法律顧問の意見が多く取り入れられた可能性が強い。その背景にはイギリスとの経済関係が深かったことがイギリス法へ傾斜した要因であろう。藤吉の作成した案との関係は不明である。

藤吉がシャムにいる間に、手形法も制定されている。これもイギリス人法律顧問が起草したのでイギリス法の影響を強く受けている。藤吉がドイツの商法の法律雑誌に為替についての論文を掲載したという記事があるが、これを確認することができなかった。もし、こ

れが事実ならば、手形法の制定になんらかのかかわりがあった可能性がある。

(D) 1908年裁判所構成法と民事訴訟法の改正

1895年に制定された裁判所構成法と1896年の暫定民事訴訟法では簡単な規定しかなかった。これらはイギリス領事裁判所で行われていた訴訟手続をそのまま採用していたので、シャムの現状には合わないことが分かってきた。陪審制度は最初から導入されなかつたが、これはシャムに合わないことが分かっていたためである。

1906年には37条からなる裁判所構成法草案ができた。さらに、1906年には143条からなる民事訴訟法草案ができていた。これはシャムの民事裁判慣例の調査に基づいて作られた。この草案が1908年に成立して、大幅に改正された法律が制定された。前者は37条、後者は⁽⁴⁵⁾145条からなっている。

この改正のための委員会は1905～06年に組織されたが、そのメンバーはラビ司法大臣、副大臣のチャクラパニ（Phya Chakrapani）、ブラック、ティレケ、チカー裁判所の2名の判事、控訴裁判所、民事裁判所、刑事裁判所、国際裁判所、少額裁判所（Borisphah Court）から各1名の判事、1名のシャムの弁護士チャコン（Khun Poh Chakon）であった。藤吉は当時チカー裁判所の判事であったが、これに参加していたかどうかは不明である。少なくともこの改正について意見を聞かれたことはあったであろう。この改正では、はじめからシャム語で書かれ、後で法律顧問補佐の

ローレンス・ティース（Lawrence Tooth）によって英語訳が作られている。法律顧問としてかかわっているのはブラックだけであることと、シャムの弁護士が参加していることを合わせて考えると、立法作業がしだいにシャムの法律家によって進められ、立法作業が土着化してきていることを感じさせる。

裁判所構成法改正の特徴はバンコックとそれ以外の地方の裁判所を区別し、地方の裁判所制度を整備したことである。バンコックには5種類の裁判所（Court of Appeal, Criminal Court, Civil Court, International Court, Borispha）を設け、地方には3種類の裁判所（Monthon Court, Muang Court, Kweng Court）を設け、さらに検察局の権限を明記した。これらの上位に立つ裁判所としてチカー裁判所が位置づけられた。これで地方の裁判所を司法省の管轄下においてることで、シャム全土の司法制度を整理したことになる。

民事訴訟法改正では、裁判官忌避、裁判地の決め方、少額訴訟の手続、通常裁判手続、当事者一方不出頭の場合の処理、差押え令状、供託金、確定判決の執行、確定判決に従わない場合の処理、控訴手続、和解、貧困者の訴えに対する支援（司法扶助）、弁護士の選任、当事者死亡の場合の取扱、法廷侮辱罪、出訴期間、訴訟費用等々を定めており、それまでなかった新しい規定を追加している。

(E) 1908年破産法の制定

1891年に破産法がはじめて成立し、裁判所

が破産の宣告し、債務者の財産や工場が破産法の適用を受けることを宣告する判決を出せることになった。しかし、シャムで活動するヨーロッパの商人達から、これでは債権を回収できないことから破産法の改正を望む声があり、それを受けて制定されたのが1908年の改正であった。1908年10月19日発布されたこの破産法改正によって、債権者が破産管財人の管理する破産者の財産から分配を受けることができるようになった。⁽⁴⁷⁾ さらに1911年に改正されて、80条からなる詳細な手続を定めている。⁽⁴⁸⁾ これらは清算型の破産手続を定めている点に特徴がある。イギリスとの経済関係が強かったために、破産法はイギリス法の影響を強く受けている。起草したのがイギリス人の法律顧問であった。藤吉がその改正に一定の役割を果たしたかどうか不明である。その後、イギリスの1914年破産法の影響を受けて、シャムでは1940年破産法改正につながってくる。いずれも清算型の破産手続を定めていた。しかし、いずれの破産法の改正でも、債権者は債務者から債権を取り立てることが、現実にはきわめて難しいとされていた。

(F) 刑事訴訟法の改正

暫定刑事訴訟法が1896年に制定されたが、不備だったので、きちんとした刑事訴訟法を作成する必要性はパデューによって認識されていた。刑法が制定されれば、それに即した刑事訴訟法が必要になるのは当然である。1909年7月20日付けのパデューのメモによると、すでに全739条からなる草案ができてい

た。これはギオンが起草し、インド、日本、エジプト、ドイツ、フランス、スペインの刑事訴訟法を参考して作成された。⁽⁵⁰⁾ところが、その成立が遅れ、1935年民事と刑事の訴訟法が一本化されて制定されるまで待たなければならなかった。そのため、暫定的に控訴裁判所法の裁判手続規則の改正（1901年と1905年）やチカー裁判所の裁判手続の改正（1914年と1918年）によって処理してきた。

刑事訴訟法にも日本法の影響が見られるが、藤吉が裁判官である時に日本の刑事訴訟についての意見を求められたであろうと推測される。日本では近代的な刑事訴訟に関する法律の最初は1880年の治罪法（1882年1月1日から施行）であった。これはボアソナードがフランスの1808年治罪法典を基に起草したものであった。ここでは検事が起訴する権限を持つ国家起訴主義（起訴の国家独占主義）、予審判事による予審手続、事実認定における自由心証主義、公判における公開主義、口頭弁論主義等の近代的刑事訴訟の基本原則が採用されていた。しかし陪審制度は導入されなかつた。1889年の憲法、裁判所構成法の制定を受けて、治罪法を部分的に改正して1890年に旧・刑事訴訟法（いわゆる明治刑訴）が制定された。これらはフランス法の強い影響が見られたが、次第にドイツ法の影響を強く受けるようになり、1922年の旧刑事訴訟法（いわゆる旧刑訴）が成立した。自由主義的要素を取り入れ、被告人の地位の強化や弁護制度の拡充、上告理由の拡張等にそれが見られた。しかし、実際には権威主義的な解釈運用や職権主義的

な運用がなされ、國家権力の濫用さえ見られた。⁽⁵¹⁾強制処分に人権保護の視点が弱く、旧刑訴の趣旨が生かされなかつた。

藤吉にはフランス法の影響の強い1880年治罪法や1890年旧・刑事訴訟法についての意見や翻訳が求められたであろう。ギオンにとっては母国の法律がアジアの1国である日本でどのように取り入れられたかを知ることは、シャムでの立法作業に参考になったと思われる。

2 裁判官としての仕事

藤吉は司法顧問の地位を持つつ、1901年に中央控訴院（Central Court of Appeal）の裁判官になったが、1903年からは専属の裁判官となつた。⁽⁵²⁾1905年から1913年までは国王への直訴裁判所（チカー裁判所）の裁判官となつた。前者はシャムにおける通常裁判所としてもっとも高いランクの裁判所であった。これに対して後者は特別な裁判所であった。

シャムの慣習として最高のレベルの判決でも1ヵ月以内に国王に対して直訴する権利が訴訟当事者に認められている。これが「国王への直訴裁判所」（チカー裁判所）であり、藤吉はそこの裁判官になった。後に、これは司法省直属の機関となり、大審院と呼ばれるようになった。法律の解釈をおこなう最高の機関であったことを意味する。

ラーマ5世の命によって藤吉が裁判官になることについて、藤吉自身はどう思っていたのであろうか。法律の制定、特にシャム刑法の制定に深くかかわった藤吉は、その法律を

どう運用していくか、特に裁判所での運用に関心を持っていたのではないか。法律が作成された後、それを社会に定着させる必要があり、その1つの方法として裁判所での運用に心配りが必要なことを感じていたのではないかと思われる。藤吉が裁判官に任命される以前からベルギー、イギリス、フランス等からのお雇い外国人が裁判所で働いており、近代的な訴訟形式の定着に力を尽くしていたのであり、藤吉もその役割を担ったことになる。

チカーリ裁判所で審理をおこなう場合、法律顧問も出席するが、通常シャム側の司法官試補で外国語に通じている翻訳局員が陪席して、法律顧問に審理の内容を通訳し、法律顧問が意見を述べる場合も翻訳官が通訳するのが普通である。しかし、藤吉の場合、通訳なくして審理をおこなっていた。このことは追悼録の中で外務省留学生としてシャム司法省翻訳局に入りしていた山口武が述べている。藤吉はシャム語がよくできたので、裁判での審理に苦労なく対応できた。⁽⁵⁵⁾

藤吉が『法律新聞』の記者と面談した結果が、「政尾法学博士の暹羅談」という題で『法律新聞』147号（1903年7月13日発行）に掲載されている。それによれば、枢密顧問官として枢密院の法部の勅裁委員（時期が合わないが、チカーリ裁判所のことである）となっているが、皇帝自ら裁判長となり皇帝の名に依りて裁判を下すが、実は自分が皇帝の名代として2～3人の助手を使って一人で裁判事務を取り扱っていると述べている。1年間に800件の上訴事件を処理するので、1日あた

り5～6件を処理している。そこで多忙であると述べている。

シャムの司法の特徴として、裁判が確定していても皇帝が毎夕馬車で市中をまわる際に直訴すると、あらためて訴訟として取り上げができる制度になっていること、刑事案件では強盗事件が多いこと、民事事件では相続権と土地所有権の争いが多いことを指摘している。刑事案件の場合、たとえば農家に押し入って水牛を強奪し、売り払えば相当の利益になるので、強盗事件がたえなかったという。シャムは仏教国なので死刑を嫌う傾向があるが、自分は強盗には7年の懲役、強盗致傷には10年の懲役、強盗致死には死刑を宣告している。これが評判となり、地方の裁判所でも死刑を宣告する事例が出てき、強盗事件そのものが減少していると述べている。

シャムの裁判官は、藤吉の判決を評して、「事件の法的説明に加ふるに、東洋的仏教思想—基督教思想に立脚する西洋人顧問の到底考へ及ばない所であるが—に基づく判断を以てしている。所謂情の判決である。殊に人事関係事件に於て、人情の機微に触れ、その特徴を遺憾なく發揮していた。原被両告とも満足するのは当然の事である。」⁽⁵⁶⁾と山口武が述べている。これは民事事件についての判決への評価である。関西学院やバンデンビルト大学でキリスト教学を勉強したので、キリスト教のことをよく知っている藤吉は、意図的にキリスト教的発想に基づかないで、シャムの人々の考え方の基礎にある仏教思想に基づき判断を加えたものと思われる。一度は牧師にな

ることを考えていた藤吉だからこそその判断と言えよう。

しかし、刑事事件では先に述べたように厳罰主義で臨み、犯罪自体を減らすことを目指しており、仏教の考えとは一見逆になつてゐる。この具体的な判決例は別稿で考察する予定である。藤吉のかかわった判決が相当数にのぼるからである。

藤吉がシャムの司法大臣に提出した1905年から1906年にかけての報告書によると、チカーリ裁判所では受理件数が1902年732件、1903年871件、1904年736件、1905年960件となっており、前年未決件数もあるので、年間1000件を越える事件を処理していることが分かる。1903年からチカーリ裁判所が取り扱える事件の訴訟物価格が400ティカル以上という制約を課したが、効果がないことを指摘している。判決のうち、原判決認容が7割5分、変更したのが1割3分、破棄したのが1割5分ぐらいになっている。⁽⁵⁷⁾

1910／11年のチカーリ裁判所に係属していた事件は、それ以前からの事件数が516件、あらたにこの時期に係属されたのが885件、この間に処理されたのが736件であった。この内上告を認容したのが552件、棄却したのが63件、破棄自判決したのが75件、差し戻ししたのが18件、取り下げたのが28件となつてゐた。かなりの事件数を処理していたことが分かる。⁽⁵⁸⁾

シャムの司法をめぐる問題点を示す事例がいくつか記録されている。一つはチカーリ裁判所で藤吉が被告を支持する判断を示したのに

対して、原告が国王に直訴した事件があった。国王は原告側の主張に賛成し、ラビを呼んでチカーリ裁判所の判決を変更するよう指示したが、ラビは藤吉の判断が正しいと主張して、国王の命令に従わなかつたことがあった。ラビは1902年3月23日の藤吉への手紙でそのことを伝えている。⁽⁵⁹⁾ これはラビが裁判所の判断を尊重し、国王の介入をなくすようにしたいと考えていたことを示す。イギリスで教育を受けたラビは司法権の独立・法の支配の実現を考えていたようである。しかし、現実には司法権の独立の実現が困難であった。

もう一つの事例は次のものである。村松山壽の「暹羅土産」という題の『法律新聞』147号（1903年7月13日発行）では、貴族に裁判所の召喚状を送ったところ、貴族が自分を呼びつけるのは不埒千萬だと国王に訴えたら、国王ももっともだとして、その裁判官を呼びつけ、叱ったというエピソードがのっている。そこで「司法権の独立などは、まだまだ夜深いことだ」と指摘している。

3 司法省法律学校での指導

司法制度の改革をしても、それを支える人材がいなければ実現は不可能である。このことを最初に述べたのはジャックマンであり、1893年に法律家養成のための法律学校の設置の考えを明らかにした。次にピッチ司法大臣が1895年11月に法律学校の必要性を明らかにしたが、ラビが司法大臣になり、1897年3月にやっと実現にこぎつけた。それまで財政上の問題と授業をおこなえる人材をどうするか

が決まらなかったためである。最初の学年には154名の学生が在籍していた。中等教育を3年以上受けている者に受験資格があったが、シャム語、シャムの歴史、算術の3科目の試験で選抜された。ただし役人や裁判官としてすでに働いている場合は別であった。最初に設立された時には9ヶ月の期間だけの教育であった。ラビ自ら昼食後教えていた。初めは彼の執務室の横にあった食堂で講義していたが、学生が増えるにつれて刑事裁判所のホールで講義をおこなった。教材としてインドの刑法典やイギリスの契約法、不法行為法や手続法のテキストを用いた。刑事裁判所で被告を弁護する実習も受けていた。

その年の12月2～7日には最初の司法試験が実施された。試験科目は刑法と刑事訴訟法、契約法、不法行為法、家族法と債務奴隸と召使い雇用法、民事訴訟法、相続法、国際法であった。⁽⁶⁰⁾ 154名中44名が受験して9人が合格してバリスターの資格を与えられた。この試験委員にはラーブリー親王、プラヤー・プラチャーキット（Chem Bunngとも呼ばれた）、プラヤー・クライシイー（Pleng Wepara）、ジャックマン、カークパトリックの5名がなった。一番で合格したのは Chao Phraya Mahithorn で、後に裁判官や司法大臣になった。合格者は Naetibandit と呼ばれ、イギリスのバリスターと同等とされた。

法律学校はしだいに組織として整備され、校長、書記、財政担当事務官が配置され政府の機関となった。ラビが講師となり、Chem Bunnag, Pleng Wapara, Pinit Nitinai,

Phraongchao Wachariwong らが非常勤の講師として教えた。近代的な法制度を教えるために英語の法律書をテキストとしていたが、タイ語によるテキストも整備されてきた。学生数は1904年には110名、1905年には98名で、平均して100名ぐらいであった。その中には役人や裁判官も含まれていた。司法試験合格者は1904年10名、1905年12名で、合格率は5%ぐらいであった。⁽⁶¹⁾ 着実に法律学校の卒業生が司法分野での人材養成機関として機能し始めていた。⁽⁶²⁾

パデューによれば、家族法、相続法や土地法はシャムの法律家が教え、法の一般原則は西洋の法律顧問が担当して教えたという。英語のできる者は英語の教材を使ったり、この法律学校を優秀な成績で卒業する者には海外に留学する機会を提供し、その場合は、イギリスに留学するのが通常であり、イギリス流の法学教育が実践された。⁽⁶³⁾ 立法面では大陸法が大幅に導入されたが、人材養成の面を見るとイギリス式教育を採用しており、両方をミックスした司法制度となっていると言えよう。こうして法律顧問に頼らなくても自立して法律問題を処理できる人材の育成を図ってきた。⁽⁶⁴⁾

ラビは法律学校を充実させるとともに、裁判官や検察官として勤務する者の報酬をあげていき、法律専門家の地位の向上に努めた。⁽⁶⁵⁾ 司法省に勤務するスタッフの充実も目指していたが、その実現のために司法大臣をやめた後も法学教育に力を注いだ。「タイの法律の父」と言われる由縁である。1920年8月7日

にラビが死亡し、その命日は、現在のタイの法学生の特別の休日となっている。

藤吉も法律を制定しても、それを動かす裁判官を初めとする法律家の訓練の必要性を強く感じていたと思われる。日本でのシャムの法律事情の講演の中で、シャムでの法学教育の問題を指摘し、その重要性を述べていることからも分かる。ラビの考えに賛成して積極的に法学教育に協力したと思われる。内外の著名な法律家が講義をおこなったとされているが、藤吉が司法省法律学校で常勤として教えていたという明確な証拠は存在しない。⁽⁶⁶⁾ 関わったとしても非常勤の講師として、自ら中心となって作成した刑法、博士号を取得した契約法、シャム語を習得していたのでシャムの法制史等の授業を単発で担当したのではないかと想像される。さらに藤吉が書いた判決が、まだ成文法になっていない分野で条理に基づく判決として法学教育の材料とされることで、法学教育に貢献したと言えよう。

この法律学校は1933年に廃止され、チュラロンコン大学法学政治学部に移籍されたが、1年後に新たに設立された道徳政治大学に移った。これが1952年タマサート大学に名称が変更された。チュラロンコン大学は1958年に法学教育を復活させ1972年に法学部を設置した。1971年にはラムカムヘン大学に法学部を設置し、この3つが法学教育の中心となっていた。⁽⁶⁷⁾ さらにスコタイタマラージ大学でも教えるようになっている。現在では6つの国公立大学、16の私立大学で法学教育がおこなわれている。⁽⁶⁸⁾

4 獲章の授与

法律顧問として5年間働いた時にあたる1905年5月に、白象三等勲章（Decoration of the White Elephant Third Class）を与えられた。⁽⁶⁹⁾ さらに刑法典が成立したことを受け、1908年10月に王冠二等勲章（Crown of Siam Second Class）を与えられた。チカー裁判所裁判官としての活躍にみられるようにシャムでの司法制度の改革への功績によって、1911年3月「ピヤ」爵（Phya Thong）が与えられた。

さらに1911年6月には、日本から勲四等の旭日小綬章を受けた。これはシャムでの長年の功績に対して授与された勲章であった。1912年11月にはシャムでの滞在15年になったので、14類の金器を受け、「ピヤー・マヒダラ」（Phya Mahidara 侯爵・法律の頭という意味）となった。つまり準皇族として扱われることになった。そこで藤吉は Phya Mahithon Manoopakorn Kosolkoon という名前を名乗ることになった。

シャムを離れるにあたって、1913年8月王冠大綬章（Decoration of the Great Crown of Siam）を受け、さらに勅語を国王ラーマ6世より授けられた。さらに「チュラ、チョム、クラオ」同族勲章第二等（Royal Decoration of Siam Second Class）を受領した。藤吉とその家族は国王との陪食が認められた。これは外国人としては前例のないことであった。その時皇太后より光子には御真影、千代子と久子には宝石入りの襟止めが贈られた。⁽⁷⁰⁾ 千代子は13歳、久子は7歳になっていた。9

歳になっていた隆二郎はなにももらわなかつたのであろうか。日本にいた光子と子供達は藤吉がシャムを引き上げるにあたり、日本からわざわざ出かけてきたものと思われる。もしかしたら、隆二郎だけはシャムに来なかつたのかもしれない。1913年版の住所録によれば、光子の住所として Phlaplajai Road が記載されているが、「不在」であることが明記されている。⁽⁷¹⁾ このことから光子が子供の教育のために日本に帰国していたことが分かる。光子らは藤吉の帰国あいさつについて回ったのであろう。

藤吉はちょうど43歳になっていた。当時の平均寿命を考えると一番の働き盛りをシャムで過ごしたことになる。もっと早く日本に引き上げる予定であったが、シャムでの仕事に生きがいを感じたこと、さらに国王初め周囲の人々が藤吉を引き止めたことから16年近くシャムに滞在することになった。

藤吉がシャムを離れるにあたって、吉田作弥公使も出席する送別会が1913年8月開かれた。そこで三木栄が藤吉のこれまでの出世物語をおこない、名前からしてめでたいという話をしたという。政は山田長政の政であり、藤吉は豊臣秀吉の名前であるし、尾は山田長政と豊臣秀吉の郷里である尾張の尾であるということを話して、一同どっと笑ったという。山田長政に心酔していた三木栄らしい話である。藤吉自身も山田長政を研究しており、自分を山田長政に擬すことに満足していたであろう。三木はこの時、次のような歌を藤吉に捧げたという。⁽⁷²⁾

「藤袴はきて都に上がります

君にしあれば千代も栄えむ」

藤吉がシャムを去った後、法律顧問やその補佐の職についたのは主にフランス人、イギリス人であり、その後のシャムの立法はそれの人々によっておこなわれた。それと同時にシャム国内で法律の専門家が育ちはじめており、それらの人々が立法作業に従事し、力をつけてきていた。

藤吉の後任として日本人の法律顧問を選することが藤吉に任せられたが、実を結ばなかつた。その結果、フランス法やイギリス法の影響が強くなつていったのは当然である。したがつて、日本人の法律顧問の存在や日本法とのかかわりが、シャムの人々の意識の中でうすれていったのもやむをえないと言えよう。

注

- (1) 同じ論文が上と下に分けて中央法律新報19号、20号（1921年）に掲載されていた。それを追悼録に転載したものと思われる。
- (2) 飯田順三「タイ近代刑法典および民商法典の編纂過程における日本法の影響（一）」創価法学29卷1・2号、1999年12月、19頁、飯田順三「タイ法の発展と政尾藤吉」ジュリスト1121号102頁、五十川直行「タイ民商法典の比較法的考察＜序説＞（1）—日本民法との歴史的関連性」法政研究62卷3・4合併号732頁、1996年3月、Junzo Iida, "Development of Thai legal system and the role of the Japanese Legal Advisor, Masao Tokichi", *The Sixth Pacific Basin Symposium "Development and Equality"*, ed., by Soka University, March 4-6, 1998 タイ側においては Warasarn Nitisart (Thammasat University Law Journal) vol.16, no.2に藤吉の略歴が紹介されている。
- (3) 川島真「装置としての『台湾』と日本人の

- 外縁—在暹「台湾人」国籍問題」日本台湾学会報1号、1999年5月、39頁。1895年下関条約によって日本が台湾を領有してから2年後、台湾人は日本國臣民となつたが、台湾からシャムに移住する者の国籍をどうするかという問題を処理する過程で生じた問題である。
- (4) この当時の刑事上の問題点を認識していたカートバトリックの現状分析と対策をまとめたものとして、Walter E. J. Tips, *Crime and Punishment in King Chulalongkorn's Kingdom*, White Lotus Press, 1999
- (5) T. Masao, "Siamese Law: Old and New", Arnold Wright & Oliver T. Breakspeare ed., *Twentieth Century Impressions of Siam*, Reprinted ed., White Lotus, 1994, p.91
- (6) "Ordinary General Meeting, 2nd July, 1908, Discussion on Dr. Masao's Paper", Journal of the Siam Society, vol.5, part 2, p.19
 ルアン・ラタナヤティは1882年から88年までイギリスに留学してバリスターの資格を得た最初のシャム人である。1893年に初代の検察局長になり、1897年には刑事裁判所所長になつたが、1901年に死亡した。シャムで最初の判例集『タマサート・サマイ』を刊行している。村嶋英治「現在タイにおける公的国家イデオロギーの形成」『国際政治』84号、1990年、124頁
- (7) 外務省外交史料館にある「各国刑法関係雑件」4-1-1-35に載っている。飯田順三・前掲論文25~7頁に転載されている。
- (8) 飯田順三・前掲論文28頁
- (9) ジャックマンの死亡は日本の法律雑誌にも記録されている。藤吉が連絡したのかもしれない。「ローラン・ジャックマン氏の訃報」法学新報12巻3号、1902年7月、84頁
- (10) ジャックマンが死亡した後、その権限が分散されたが、外交面での顧問となつたのがEdward H. Strobelであった。彼はハーバード・ロー・スクールの国際法の教授で学部長を歴任したが、そこからの転身であった。彼が1908年シャムで死亡すると、その後を継いだのがJens I. Westengardであった。彼もハーバード・ロー・スクールの教授であった。彼が1915年退職した後も、ハーバードの卒業生であったWalcott H. Pitkinが就任し、その後任もハーバード・ロー・スクールの国際法の教授であったFrancis B. Sayreであり、アメリカから外交顧問が送られていた。
- (11) 1908年9月18日付けの小村寿太郎あての英文の手紙の中で、その時の気持ちを述べている。外交資料館4-1-1-35各国刑法関係雑件
- (12) Arnold Wright & Oliver T. Breakspeare ed., *Twentieth Century Impressions of Siam Revised Edition*, White Lotus, 1994, pp.94~96
- (13) この第三次草案はM.B.Hooker ed., *The Laws of South-East Asia*, Vol.2., Butterworths, 1988, pp.579~603に掲載されている。タイでは国立公文書館にラーマ5世の記録をまとめたマイクロフィルムの中で司法省の記録No.23-4に収録されている。これをさらに修正して、条文の形の草案が一冊の本として出版されている。これはエール・ロースクールで見つけた。全部で338条からなる Revised Draft of the Proposed Penal Code for the Kingdom of Siam, April, 1907
- (14) 岡田朝太郎『暹羅王国刑法典目録』早稲田大学恩賜館法学研究室、1924年、4頁
- (15) 稲垣満次郎「暹羅国の現状」東邦協会会報132号、1906年2月、21頁
- (16) 飯田順三「民商法典成立小史②」ジュリスト1149号6頁、パドュー自身がまとめた本として、George Padoux, *Code Penal du Royaume de Siam (Version Francaise avec une Introduction et des notes)*, Imprimerie Nationale, 1908があるが、その中で立法制定過程を述べ、シャム刑法典のフランス語訳を掲載している。
- (17) 最高裁判事のKrom Khun Siridaja Sangkas, 同じくPhya Pracha Kitkorachak, 外務省のPra Boriraks Chaturongの3名である。
- (18) ダムロン（1862年生まれ、1944年死亡）はラーマ5世の異母弟であり、23年にわたって内務大臣の地位にいた。地方制度や学校教育制度の整備に力を注いだ行政官であったが、一方彼は時間を見つければ200冊以上の本を出版し、シャムの歴史、考古学、政治、文学、仏教の研究を重ね、「タイの歴史の父」と認められている。

- (19) テーワォンはラーマ4世の42番目の子供であり、ラーマ5世の弟である。1858年生まれ、1923年死亡した。ダムロンと共にラーマ5世を支える重要な地位にいたが、ダムロンが積極的で強気なのに対して、テーワォンは内向的な性格であったという。修好条約の締結のために日本に立ち寄ったことは本稿（1）で述べた。石井米雄・吉川利治編『タイの事典』同朋舎、1993年3月、228頁
- (20) 政尾藤吉「暹羅国刑法草案」法学協会雑誌25巻5号734頁
- (21) 政尾藤吉「暹羅の新刑法について」法学協会雑誌25巻11号1635頁、さらに藤吉の講演をもとにまとめた泉二新熊「暹羅国刑法草案」法曹記事17巻9号93頁、1907年9月
- (22) Apirat Fetchsiri, *Eastern Importation of Western Criminal Law: Thailand as a Case Study* (Publication of the Comparative Criminal Law Project Vol.17), Fred B. Rothman & Co., Littleton, Colorado, 1987, p.86 および Apirat Fetchsiri, "A Short History of Thai Criminal Law Since the Nineteenth Century", *Malaya Law Review*, no.28, pp.124~150
- (23) Apirat Fetchsiri, op.cit., p.84、M. B. Hooker ed., *The Laws of South-East Asia* Vol.2., Butterworths, 1988, p.604にこの報告書の要旨が掲載されている。
- (24) 飯田順三・前掲論文36頁では、藤吉が特徴と指摘した点以外にも、次の規定に特徴があるとしている。王族に対する罪（97、100条）、特別殺人重罰規定として尊属殺人、職務執行中の公務員の殺人、あらかじめ謀った殺人、残酷な行為でなされた殺人には死刑とする（250条）、宗教上の感情を侮辱し、礼拝場や礼拝物を毀損や損壊した者を処罰する（172、173条）、秘密で行動し、目的が不法な結社に属すること自体を処罰する（177~182条）。
- (25) Apirat Fetchsiri, *Eastern Importation of Western Criminal Law*, p.82~3
- (26) Report of the Revision of the Penal Code 1908 (28 July 1917) in M.B.Hooker ed., *Laws of South-east Asia* Vol.2., Butterworth, 1988, p.604
- (27) 外交記録文書4-1-1-35各国刑法関係雑件の中で、小村壽太郎の藤吉あての私信がまぎれて入っていた。
- (28) 飯田順三「タイ民商法典成立小史③」ジュリスト1154号5頁によれば、1907年10月31日の報告書には、債権編起草のために質屋法、証拠法、金銭消費貸借法を調査し、1898年から1906年までの最高裁判決の要約を作成した。1907年12月9日の報告書には、抵当法の調査と1906年最高裁民事判決400件の調査がされた。1908年1月3日の報告書では、地方統治法、鉱業法、航行法、郵便局法、地方衛生法を調査、高等裁判所の判決、外国人裁判所の判決、最高裁判決の300件の要約作成がなされた。1908年3月の報告書では、民事訴訟法中の強制執行、奴隸廃止法、利息法、文書法、都市警察法、牛売買法、稻壳買取引禁止法の調査、1898年から1903年までの最高裁の335の判決の要約作成、ラビー司法大臣の最高裁判決注釈書の翻訳がなされた。
- (29) モンシャルヴィユはエジプトの法律学校の教頭、ギヨンはフランスの検事正、リヴィエールはパリ大学教授からの転身であった。
- (30) この事件は、ナラティップ親王がある女優と恋に陥ったが、彼女に何度も暴行を加えた。ラビが彼女をかくまったくを怒ったナラティップ親王は風刺小説を書いて、ラビをふくろうに例え、ラビが性的目的で彼女をかくまっていいると批判した。ラビはそれを抗議しようとしたが、相手が親王であり、ラーマ5世にも失望していたので、司法省をやめることにした。Rungsaeng Kittayapong, *The Origins of Thailand's Modern Ministry of Justice and its Early Development*, April 1990, pp.230~32
- (31) 西澤希久男「タイ民商法編纂史序説」251頁
- (32) 柴田光蔵「ローマ法学」碧海純一・伊藤正己・村上淳一編『法学史』東京大学出版会、1993年3月、66頁
- (33) Draft of Civil and Commercial Code, Obligations, October 1910, Office of the Juridical Council, Tha Chang Wang Na, Bangkok. これを作成した委員会は Legislative Adviser として Padoux, Legal Adviser として Moncherville, Riviere, Guyon, Secretary として L. Evesque から構成されていた。この草案はドイツ民法、フランス民法、スイス債務法、インド契約法、日本民法典、

- イギリス動産売買法、エジプト民法典等を参照しており、条文毎にどの法典を参照したかを明記している。
- (34) 西澤希久男「タイ民商法典編纂史序説」250頁
- (35) Draft of Civil and Commercial Code for the Kingdom of Siam, Book2., Persons and Family, Book3. Inheritance submitted to the Minister of Justice, May 1912
- (36) タイ社会では一般的に男女の格差の少ない社会として知られている。タイ古来からの伝統であった。妻方居住慣行が一般的で、離婚する場合は夫が家出し棄妻するのが普通であり、三印法典でもそれを前提に規定がなされている。父権の強い家族制度での離婚とは違う制度になっていることは、赤木攻「タイ社会における妻の地位」大阪外国语大学学報29号(創立50周年記念号)、1973年2月、281頁。しかし、男女が完全に平等というわけではない。
- (37) 谷口知平・石田喜久夫・新版注釈民法(1)総則(1)、14頁、有斐閣、1988年6月
- (38) 飯田順三「民商法典成立小史②」ジュリスト1149号、1999年2月、6頁
- (39) 飯田順三「タイ法の近代化—婚姻法をめぐって」湯浅道男・小池正行・大塚滋編『法人類学の地平』成文堂、1992年9月、182頁
- (40) Rungsaeng Kittayapong, *The Origins of Thailand's Modern Ministry of Justice and Its Early Development*, Ph.D thesis, University of Bristol, 1990, p.261, Office of the Judicial Council, *Codification des Lois Siamois:Notes et Correspondence*, Vol.3., 1912, 3/133 "Proces-Verbal De La Seance Du 22 Juin 1912"
- (41) Adul Wichiencharoen and Luang Chamroon Netisastra, "Some Main Features of Ancient Family Law in Thailand", in David C. Buxbaum ed., *Family Law and Customary Law in Asia*, Martinus Nijhoff, The Hague, 1968
- (42) The Bangkok Times, 28 July, 1913 "Dr. Masao Returns on Pension"
- (43) 「暹国会社法の制定に就て」通商彙纂65号、1911年9月、52頁
- (44) この会社法の日本語訳は「暹羅國組合及会社法」在暹日本人会編『暹羅事情』石丸祐正 発行、1922年11月、577~646頁
- (45) 三木栄「政尾公使伝」政尾隆二郎編『政尾藤吉追悼録』、1922年11月、14頁
- (46) Organization and Civil Procedure of the Courts of Justice (Translation), 1908, Preface. その後民事訴訟法は1930年に大幅な改正がなされている。これについては H.Eypout, "The New Laws on Civil Procedure", *Journal of the Siam Society*, Vol.35, Part 2, pp.109~126
- (47) 破産法の条文は Charles L'Evesque, *Etude sur le régime juridique du Siam en matière commerciale* in Borckbalt's *Die Handelsgesetz des Erdabols*, Bd.6., pp.17~8に掲載されている。
- (48) Bangkok Times Press ed., *The Directory for Bangkok and Siam*, 1913, pp.66~89
- (49) 1997年からのアジア経済危機による影響で、破産法を改正して清算型の破産だけでなく、会社更生手続の定めが追加になった。大きな改正がなされた。今泉慎也「タイの倒産法制改革—迅速な倒産処理を目指して—」アジ研ワールド・トレンド1999年10月号14頁、金子由芳「タイ通貨危機下の『会社更生法』導入について」広島法学1998年7月、115頁
- (50) 飯田順三「タイ民商法典成立小史⑤」ジュリスト1165号、1999年10月、5頁
- (51) 高田卓爾『刑事訴訟法』青林書院、1958年3月、16頁
- (52) The Bangkok Times Weekly Mail, 25 September, 1903, "The Ministry of Justice-Report for the Year 121"
- (53) 当時のシャムには、お雇い外国人としての裁判官の他に、領事裁判権を持つ国が自国人のかかわる裁判を審理するために、本国から呼ばれた裁判官がいた。たとえば The Bangkok Times Weekly Mail, 10 March, 1898, "The British Court", 10 September, 1898, p. 1 参照
- (54) 山口武は追悼録に執筆した時の肩書きが山下汽船会社員となっている。藤吉が山下汽船の顧問となつたが、山口武との縁であろうか。山口武はいくつかのシャムの法典を翻訳しているのは、司法省翻訳局に出入りしたり、藤吉の指導を受けていたおかげであろう。山口武は1903年9月の第8回外務省留学生試験に

- タイ語留学生として合格し、チュラロンコン大学に3年間留学した。彼は日本人のタイ留学の第1号であった。帰国後、日暹協会の事務主任になり、留学生の指導をおこなった。東京外国语大学にタイ語科が復活した時、教授となつた。村田翼夫「戦前における日・タイ間の人的交流」国立教育研究所紀要94集189頁、1978年3月
- (55) 藤吉は最高裁の判決を英語に訳していたが、その訳が正確であることを同じ司法顧問（Judicial Adviser）であったステュアート・ブラック（Stewart Black）が証明する文書が残されている。タイ最高裁判所編・タイ最高裁判所100年史、116頁（タイ語）
- (56) 三木栄「泰国法律顧問政尾藤吉博士伝」新亞細亞1巻4号151頁、1939年11月
- (57) 政尾藤吉（穂積重遠訳）「暹羅国法制現況」法学協会雑誌25巻1号、1907年1月、81頁
- (58) Constance M. Wilson, Thailand: A Handbook of Historical Statistics, G.K. Hall& Co., Boston, 1983, p.289
- (59) Rungsaeng Kittayapong, The Origins of Thailand's Modern Ministry of Justice and Its Early Development, p.224
- (60) op.cit., p.210およびThe Bangkok Times Weekly Mail, 7 December, 1897
- (61) 政尾藤吉（穂積重遠訳）「暹羅国法制現況」法学協会雑誌25巻1号、1907年1月、72頁
- (62) 藤吉がシャムを離れた後の法律学校の在校生数と司法試験合格者数は以下のとおりである。玉田芳史『タイにおける国民的官僚制の成立』平成9・10年度科研費補助金成果。1999年3月、100頁
- | | 在校生数 | 合格者数 |
|------|-------|------|
| 1915 | 1,042 | 15 |
| 1916 | 1,151 | 17 |
| 1917 | 1,281 | 25 |
| 1918 | 1,385 | 13 |
| 1919 | 779 | 9 |
| 1920 | 786 | 13 |
| 1921 | 778 | 21 |
| 1922 | 845 | 31 |
| 1923 | 813 | 31 |
| 1924 | 891 | 49 |
| 1925 | 1,119 | 51 |
| 1926 | 1,034 | 26 |
- 1927 1,083 54
 1928 1,052 63
 1929 1,088 67
 1930 949 79
 1931 925 88
 1932 942 67
 1933 905 151
- (63) Prasit Kovilaikool, "The Legal System of Thailand", in ASEAN Law Association ed., ASEAN Legal Systems, Butterworths Asia, 1995, p.537
- (64) 当時の法律家の34～5人の集合写真がSteve Van Beek, Bangkok-Then and Now, AB Publications, 1999, p.76に掲載されている。この法律学校は優秀な人材を排出したが、中でもプリーティー・パノムヨン（Priidii Phanomjong）は1916年、16歳で入学し、2年半で弁護士試験に合格し、「19歳弁護士」として知られ、その有能さは有名であった。のちに彼はパリ大学に留学して1927年に法学博士を取得した。帰国後、法務省法律編纂局に勤務し、法律学校の講師を兼任した。1932年に立憲君主革命では指導的役割を果たした。1933年12月第二次パホン内閣の内務大臣となり、タマサート大学を創設した。第二次世界大戦後、首相になったが、ラーマ8世の死に関係しているという疑惑が生じ、首相を辞任し、中国に亡命した。
- (65) 山口武『白象王国』博文館、1912年5月、69頁によると、裁判官は207名おり、その報酬は月240チカルから800チカルぐらいであったという。
- (66) 創価大学法学部飯田順三教授からの教示による。
- (67) Prasit Kovilaikool & Kietkajorn Vachanasvasti, "Legal Education in Thailand", The Legal System of Thailand, The 7th Lawasia Conference, Bangkok, August 7-12, 1981, p.26
- (68) マリー・ブルエクオングサワー「タマサート大学の臨床教育と法サービスの配備」財団法人法律扶助協会編『アジアの法律扶助』現代人文社、2001年、267頁
- (69) The Bangkok Times Weekly Mail, 25 April, 1905 "Dr.Masao"
- (70) 「政尾博士優遇」東京朝日新聞1913年8月

27日

- (71) Bangkok Times Press ed., *The Directory for Bangkok and Siam*, 1913, p.369

ここに書かれている住所のある Phlaplajai Road は現在の Th.Phlab Phla Chai ではないか。これは New Road から入った小道であり、近くに Wat Kanikaphon がある。

- (72) 吉田は同志社英学校余科第一回の卒業生で 1879年卒業後、神戸女学院の教頭になった。

1884年外務省に入り、ポン大学で法学博士号を1890年に取得した。第三高等学校や同志社で法律を教えたが、1899年再び外務省にもどり、オーストリア、オランダで勤務した後、1908年6月から1914年6月までシャム公使であった。ここで藤吉と交渉があったと思われる。共にクリスチャンでもあった。宮崎晶行「人物点描77—熊本バンド出身の知られざる外交官、吉田作弥」同志社大学広報328号、2000年5月31日、34頁

- (73) 三木栄「政尾公使伝」前掲書18頁

Life History of Dr. Tokichi Masao (3)

—A Pioneer of International Cooperation in the Legal Field—

KAGAWA Kozo*

Abstract

In 1897 Dr. Masao was appointed as one of seven members of the Committee on the Codification of Penal Code. The president was the Prince of Rajburi, Minister of Justice established in 1892. The first draft was written by Masao in July 1898. It was followed by Penal Code in Belgium, Germany, India, Japan, Egypt, Turkey, France, and etc. A part of the draft was examined at the Committee, but it stopped after Masao returned back to Japan under home-leave. The second draft was made in 1900 by Masao and Corneille Schlesser, a legal adviser from Belgium and sent to the Legislative Council in 1901. According to the articles written by Masao, this draft was influenced by the amended draft of Criminal Code in Japan submitted to the 15th Congress in 1900. This meant that this draft had been made under the western principle through Japanese criminal code which was based on German criminal code. But the draft check was not promoted at the Legislative Council for about three years. During that period Masao was appointed as a judge of Central Court of Appeals (highest ordinary court in Siam) and Dika Court (court of direct appeals to the King).

The last draft of Penal Code initiated by George Padoux, a legislative adviser from France was sent to the High Commission for the Codification of Penal Code which was founded under the strong recommendation of Masao and Padoux in 1906. Masao could be involved in examining it as a deputy to Minister of Justice at the Commission. On the other hand, France admitted, in the course of negotiation on boundary line between Thailand and Cambodia, that all French-

*Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

protected subjects, namely Asiatic ressortissant, would be applied by the new Thai laws in the future. This urged Thai government to pass the draft of Penal Code for the abolition of consular jurisdiction.

The Penal code was promulgated on April 1, 1908 and effective on September 21 whose day was the 55th birthday of King Chulalongkorn. This was the first fruit of Siam's effort to make modern code in Siam.

The Penal Code consisted of three hundred and forty short and clear articles was divided into two parts, dealing with general principles and specific offences respectively. There were only six punishments. The Code left whipping out of the list of punishments. The system of conditional sentences and recidivism was adopted to prevent offenders from committing offences a second time by increasing punishments. The system of maximum and minimum punishments was adopted from the modified form of the French Code.

Next important codification was Civil and Commercial Code. Masao became a member of drafting Civil and Commercial Code. There was a big problem on polygamy in drafting family law. Masao objected to adopt polygamy, but Padoux approved it because indigenous custom had been respected in his opinion. At that time polygamy was popular in high class society in Thailand. Rama 6 (King Wachirawut) decided to introduce marriage register system to examine how often polygamy system was utilized. This problem was resolved in the codification of Civil and Commercial Code adopting monogamy in 1935.

Masao participated to make lectures as a part-timer at Law School established at the Minister of Justice. He contributed to make manpower suited to new legal system as a judge of courts and a teacher at Law School.

He left Siam in August 1913 owing to his illness. He had been awarded several medals and pension by Rama 5 and 6. He was permitted to call himself "Phya Mahidara" ranked as Marquis whose meaning was Head of Law.